宮崎公立大学名誉教授称号授与規程

平成２５年４月１日
規程第１１６号

（趣旨）

第１条　この規程は、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１０６条の規定に基づき、宮崎公立大学名誉教授（以下「名誉教授」という。）の称号の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

（選考の基準）

第２条　名誉教授の称号は、宮崎公立大学（以下「本学」という。）を退職した６５歳以上の者で、次の各号のいずれかに該当する者のうちから選考によって授与する。

⑴ 本学の学長として、本学の運営に関し、功績が特に顕著であった者

⑵ 本学の教授として１５年以上勤務し、教育上又は学術上特に功績があった者

⑶ 前号に定める勤務年数には達しないが、本学の教授として勤務し、教育上又は学術上、特に功績が顕著であった者

（選考の手続）

第３条　学部長、附属図書館長、地域連携・防災研究センター長、学生部長及び教務部長は、第２条各号の一に該当し、名誉教授の称号を授与することが適当であると認められる者があるときは、学長に推薦することができる。

２　学長は、前項の推薦があったときは、教育研究審議会の議を経て、名誉教授の称号の授与を決定する。

３　教育研究審議会は、前項の審議を行う場合は、教授会の意見を聞くものとする。

（称号の授与）

第４条　名誉教授の称号の授与は、証書（様式第１号）を交付して行うものとする。

（称号の取消）

第５条　学長は、名誉教授の称号を授与された者に、名誉教授にふさわしくない行為があり、称号を保持することが適当でないと認めたときは、教育研究審議会の議を経て、称号の授与を取り消し、証書を返還させることができる。

（その他）

第６条　この規程に定めるもののほか、名誉教授の称号の授与に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

第　　号

氏　　名

生年月日

学校教育法の定めるところにより

宮崎公立大学名誉教授の称号を

授与する。

年　　月　　日

宮崎公立大学　　印